

9/26
福井

県民医連 14年度初実施で認定

無料低額診療25世帯

県民主医療機関連合会(県

る。

民医連)は24日、2014年度に加盟医療機関で初めて実施した無料低額診療事業で、25世帯51人を対象に認定したと発表した。認定者の多くは低所得者で、医療費の自己負担分が減免される。「非正規雇用の増加や低年金で事業の必要性が高まっている」と相談するよう呼び掛けてい

同事業は社会福祉法に基づく制度で、経済的理由やドメスティックバイオレンス(DV)被害などで受診が困難な人が対象。県内では8医療機関が認可機関となっており、県民医連に加盟している福井市、坂井市、越前市、敦賀市の病院や診療所、歯科診療所の6

施設は14年4月から始めた。13年8月以前の生活保護費130%は半額にする。県民医連によると、同事業を利用できるかどうかの相談が1年間で43件あり、このうち25世帯、51人を対象に認定した。

認定者の60代男性は、同事業の対象になり医療機関を受診し、がんと診断された。これまでには、収入が減って国民健康保険の保険料を滞納。数年前から体調が悪かったが、

基準額を自安に、原則として収入が基準額の130%以下の世帯を対象にした。基準額の110%以下は自己負担分を無料、111%は半額にする。

このほか、医療費の滞納から一家4人が受診を控えたり、高齢者が生活保護費基準額以下の年金収入で生活していたりしたケースがあったという。

県民医連は「受診によって健康状態が安定し、就労や生活改善につながる」と指摘し、同事業の周知と拡充が必要としている。

(西脇和宏)

医療機関窓口で一時的に医療費が全額自己負担となる資格証明書(資格書)を交付されおり、受診しなかつたといふ。